

## 第8回 参与との意見交換 議事要旨

1. 日時 平成26年4月14日(火) 16:00~18:00
2. 場所 62会議室
3. 出席者  
[参与] 江野 栄、河野 康子、齋藤 雅弘、拝師 徳彦、樋口 恵子、向殿 政男、山口 範雄、山本 豊  
  
[消費者庁] 長官、次長、川口審議官、河津審議官、岡田審議官、菅久審議官、総務課長、消費者政策課長、消費者制度課長、地方協力課長 ほか
4. 主な議題
  - (1) 最近の消費者行政の動きについて
  - (2) 消費者基本計画について
  - (3) 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案について(課徴金制度を含む)
5. 議事概要
  - (1) 事務方から消費者行政レビューについて説明が行われた後、参与から以下のような発言があった。
    - 過去に起きた消費者被害に関する重大事案に対し、当時、消費者庁がどのように動き、そのアウトカムがいかなるものであったか、また、それに対する反省点は何かを検証すべき。
    - 消費者庁が組織として大きくなるにつれ、消費者事故等の外的要因による危機だけでなく、内部の職員によってもたらされる危機に対しても、危機管理体制の構築が必要となる。内部通報を受け付ける体制の整備を進めるべき。
    - 消費者庁は共管の法律が多いことから、共管の在り方についても検討のうえ、積極的な法の運用等に努めていただきたい。
    - 消費者被害額の推計の数値等の消費者意識基本調査の結果については、設問項目等の中身を精査したうえで、今後いかに消費者政策に活かしていくのかを考えるべき。
  - (2) 事務方から資料1に沿って説明が行われた後、参与から以下のような発言があった。
    - 現在の消費者問題の底流には、家族機能の弱体化という問題があると考えられる。家族の代替機能は地域が担うべきであり、そのための制度設計や地域再生の支援を国が行う必要がある。その中で消費者庁は、日々の業務で被害防止を図っていくほか、中長期的観点から政策提言もしていくべきではないか。
    - 今般の消費者安全法改正による枠組みや消費者教育推進法の枠組みを

活用した取組を消費者庁全体の中核的な基盤とすべきであり、具体的な施策との関係を確認・整理する必要があるのではないか。また、施策の実施にあたっては、地域のコミュニティやメーカー等、様々な現場の組織と連携しながら取り組んでいく必要がある。

○高齢化だけでなく情報化も進んでおり、技術の進歩に関わる消費者問題にはスピード感を持って取り組んでいただきたい。

(3) 事務方から資料2に沿って説明が行われた後、参与から以下のような発言があった。

○今般の消費者安全法の改正案においては、消費生活相談等の事務の委託先として適合する者の基準を内閣府令で定めることとされているが、委託により地方における相談業務と他の消費者行政関連業務（庁内連携による総合的なサービス提供、条例制定等）が分断され、総合的な消費者行政の劣化を招かないよう、十分な制度設計が必要である。

(文責 消費者庁総務課 速報のため事後修正の可能性あり)